

○山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則

(平成元年10月30日 教育委員会規則第15号)

最終改正 平成29年3月14日教委規則第1号
(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県立文学館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定による山梨県立文学館の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行われなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 七 教育委員会が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第7条第2項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため教育委員会が必要と認める書類

(閲覧の承認等)

第3条 条例第11条第1項の規定による閲覧の承認を受けようとする者は、文学資料等閲覧承認申請書(第2号様式)を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により承認を受けた者は、文学資料等を所定の場所で閲覧しなければならない。

(撮影の承認)

第4条 条例第11条第2項の規定による撮影の承認を受けようとする者は、文学資料等撮影承認申請書(第3号様式)を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定により文学資料等の撮影を承認したときは、当該申請者に対し、文学資料等撮影承認書(第4号様式)を交付するものとする。

(観覧料等の還付)

第5条 条例第13条ただし書の規定により、観覧料、利用料又は使用料(以下「観覧料等」という。)を還付する場合は、次の各号に掲げるときとし、還付の額は当該各号に掲げる額とする。

一 観覧者、利用者又は使用者の責に帰すことのできない理由により観覧、利用又は使用することができなくなったとき。 全額

二 利用又は使用する日の三日前までに利用又は使用的取消しを届け出たとき。 2分の1に相当する額

2 前項に定める観覧料等の還付を受けようとする者は、観覧料等還付申請書(第5号様式)を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

(観覧料等の免除)

第6条 条例第14条の規定により、観覧料等の全部

又は一部を免除する場合は、次の各号のいずれかに掲げるときとし、免除の額は当該各号に定める額とする。

- 一 県内の小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者の引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 条例別表第1に定める額の全額
- 二 65歳以上の者が観覧(県内に住所を有しない者にあっては、常設の展示の場合に限る。)するとき。 条例別表第1に定める額の全額
- 三 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者及びその介護を行う者が観覧するとき。 条例別表第1に定める額の全額
- 四 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、常設展・企画展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第1第1号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第2号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 五 同一の日において、文学館及び山梨県立美術館の常設の展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、文学館・美術館常設展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第1第1号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 六 特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、当該展示に係る開催期間の初日の前日までに前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第1第2号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 七 同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者(団体により観覧する者を除く。)が、当該特別の企画による展示に係る開催期間の初日の前日までに常設展・企画展共通前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき。 条例別表第1第1号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第2号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 八 山梨県内に所在する宿泊施設に宿泊する者(団体により観覧する者を除く。)が、当該宿泊施設に宿泊した日又はその翌日に観覧するとき。 条例別表第1第1号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第2号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 九 山梨県内に所在する美術館、博物館等で相互に個人の観覧料の免除を実施することとしたものに係る定期利用券(一定期間の利用の許可、承認等を受けたものをいう。)を有する者が観覧するとき。 条例別表第1第1号に定める個人の観覧料

- と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額
- 十 その他館長が特別の理由があると認めるとき。観覧料等のうち館長が相当と認める額
- 2 前項第一号又は第十号に該当する場合において、観覧料等の免除を受けようとする者は、観覧料等免除申請書（第6号様式）を館長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 館長は、前項の規定により観覧料等の免除を承認したときは、当該申請者に対し、観覧料等免除承認書（第7号様式）を交付するものとする。
- 4 第1項第二号、第三号、第八号又は第九号の規定に該当する場合において、観覧料の免除を受けようとする者は、これらの規定のいずれかに該当することを証する書類を館長に提示するものとする。
(館長への委任)
- 第7条 教育委員会は、この規則に定めるもののほか、館長に次の事項を委任する。
- 一 条例第8条第2項の規定による休館日の変更の承認に関すること。
- 二 条例第9条第4項の規定による開館時間の変更の承認に関すること。
- 三 条例第11条第1項及び第2項の規定による利用の承認等に関すること。
- 附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、平成元年11月1日から施行する。
(観覧料の還付の特例)
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、児童生徒の芸術に対する感性や郷土の歴史及び文化に対する理解を育む取組の一層の推進を図るための関係条例の整備に関する条例（平成26年山梨県条例第3号。以下この項において「整備条例」という。）の施行の日前に整備条例による改正前の山梨県立文学館設置及び管理条例（以下この項において「旧条例」という。）第10条第1項の規定により常設の展示及び特別の企画による展示の定期観覧の承認（同日以後にその効力を失うものに限る。）を受けた高等学校若しくはこれに類する学校若しくは施設の生徒又は小・中学校の児童若しくは生徒であって、同条第3項の規定により旧条例別表第1第3号の表に規定する観覧料を納付したもの（同日から平成27年3月31日までの間に第5条第2項の観覧料等還付申請書を館長に提出した者に限る。）については、条例第14条ただし書の特別の理由があると認めるものとし、この場合における同条ただし書の規定により還付する額は、当該納付に係る観覧料の額を365で除して得た額に整備条例の施行の日から当該定期観覧の承認がその効力を失う日までの日数を乗じて得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
(平26教委規則1・追加)
(山梨県教育庁組織規則の一部改正)

- 3 山梨県教育庁組織規則（昭和60年山梨県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
〔次のように略
(平26教委規則1・旧第2項繰下)
- 附 則（平成4年教委規則第8号）
この規則は、平成4年9月1日から施行する。
附 則（平成7年教委規則第4号）
この規則は、平成7年4月1日から施行する。
附 則（平成14年教委規則第9号）
この規則は、平成14年4月1日から施行する。
附 則（平成18年教委規則第12号）
この規則は、平成18年4月1日から施行する。
附 則（平成18年教委規則第21号）
(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。
(山梨県立文学館処務規程の一部改正)
2 山梨県立文学館処務規程（平成元年山梨県教育委員会規則第8号）第8条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。
- 九 文学館において規則第3条に規定する文学館・美術館常設展共通観覧券の交付を受けようとする者に係る山梨県立美術館設置及び管理条例（昭和53年山梨県条例第5号）第6条第1項の規定による観覧の承認に関すること。
- 附 則（平成19年教委規則第1号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成19年教委規則第3号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。
附 則（平成20年教委規則第3号）
(施行期日)
この規則は、平成20年4月1日から施行する。
附 則（平成20年教委規則第11号）
(施行期日)
1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
ただし、次項の規定は公布の日から、第1条の規定は平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 山梨県立美術館設置及び管理条例及び山梨県立文学館設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成20年山梨県条例第19号）附則第4項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立文学館の管理に関し地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この規則による改正後の山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則第2条及び第1号様式の規定の例による。
- 附 則（平成21年教委規則第8号）
この規則は、平成21年4月1日から施行する。
附 則（平成26年教委規則第1号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成29年教委規則第1号）
この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年　月　日

山梨県教育委員会 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

連絡先

担当者氏名

電話番号

FAX

e-mail

指定管理者指定申請書

山梨県立美術館、山梨県立文学館及び芸術の森公園の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立美術館設置及び管理条例第7条第1項、山梨県立文学館設置及び管理条例第7条第1項及び山梨県都市公園条例第10条第1項の規定により、必要書類を添付のうえ申請します。

第2号様式(第3条関係)

受付番号	第	号
------	---	---

文学資料等閲覧承認申請書		
年　月　日		
山梨県立文学館長	殿	
申請者		
氏　名	印	
次のとおり文学資料等の閲覧を承認されるよう申請します。		
資料請求番号	文学資料等の名称	承認欄

- 注 1 文学資料等は、閲覧室及び研究室以外では閲覧できません。
2 閲覧できない文学資料等もあります。
3 文学資料等を破損した場合には、修復にかかる費用の負担をしていただくことがあります。

第3号様式(第4条関係)

受付番号	第	号
------	---	---

文学資料等撮影承認申請書

年　月　日

山梨県立文学館長 殿

申請者 住 所

氏 名 印
(電話)
職 業

次のとおり文学資料等の撮影の承認をされるよう申請します。

目的					
作者・人名	図書名・資料名	撮影箇所	区分		
			モノクロ カラー 学術研究 出版等		
			モノクロ カラー 学術研究 出版等		
			モノクロ カラー 学術研究 出版等		
			モノクロ カラー 学術研究 出版等		
日 時	年 月 日	時 分から	時 分まで		
区分	モノクローム	学術研究	点	料金	円
		出版等	点		円
	カラー	学術研究	点		円
		出版等	点		円
			合計	円	

- 注 1 太枠線内のみ記入してください。
 2 区分欄は、該当箇所を○で囲んでください。
 3 文学資料等の館外持ち出しありません。
 4 寄託された文学資料等又は著作権のある文学資料等を撮影する場合は、それぞれ当該寄託者又は著作権者の同意を得た旨の書面を添付してください。

第4号様式(第4条関係)

承認番号	第	号
------	---	---

文学資料等撮影承認書					
殿					
年 月 日					
山梨県立文学館長 印					
次のとおり文学資料等の撮影を承認します。					
目的					
作者・人名	図書名・資料名	撮影箇所	区分		
			モノクロ カラー 学術研究 出版等		
			モノクロ カラー 学術研究 出版等		
			モノクロ カラー 学術研究 出版等		
			モノクロ カラー 学術研究 出版等		
日 時	年 月 日	時 分から	時 分まで		
区	モノクローム	学術研究	点	備考	
		出版等	点		
分	カラー	学術研究	点		
		出版等	点		

- 注 1 区分欄は、該当箇所を○で囲んでください。
 2 文学資料等を撮影するときは、この承認書を係員に提示し指示を受けてください。
 3 申請目的以外に利用できません。
 4 刊行物等に掲載等するときは、「山梨県立文学館」の所蔵資料であることを明示し、併せて当該刊行物等を山梨県立文学館に納入していただきます。

第5号様式(第5条関係)

受付番号	第	号
------	---	---

観 覧 料 等 還 付 申 請 書

年 月 日

山梨県立文学館長 殿

申請者 住 所

氏 名 印
(電話)
職 業

次のとおり観覧料等を還付されるよう申請します。

申請の理由及び 利 用 内 容			
承 認 番 号			
利 用 日 時	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	
人 員			
責 任 者 氏 名			
既 納 付 金 額			
還 付 を 受 け よ う と す る 金 額			
還 付 割 合		決 定 還 付 金 額	

注 1 太枠線内のみ記入してください。

2 この申請書には、観覧券又は承認書を添付してください。

第6号様式(第6条関係)

受付番号	第	号
------	---	---

観 覧 料 等 免 除 申 請 書

年 月 日

山梨県立文学館長 殿

申請者 住 所

氏 名	印
(電話)	
職 業	

観覧料

次のとおり利用料の免除を承認されるよう申請します。

使用料

申請の理由及び利用内容	
利 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
人 員	
責 任 者 氏 名	
免 除 金 額	円

注 太枠線内のみ記入してください。

第7号様式(第6条関係)

承認番号	第	号
------	---	---

観 覧 料 等 免 除 承 認 書

年 月 日

殿

山梨県立文学館長 印

観覧料
次のとおり 利用料 の免除を承認します。
使用料

承認の内容	
利 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
人 員	
責 任 者 氏 名	
免 除 金 額	円
注 意 事 項	

○山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例

(平成19年7月9日 山梨県条例第36号)

最終改正 平成26年3月28日条例第50号
(趣旨)

第1条 この条例は、山梨県立美術館その他の県立の施設における観覧の承認及び観覧料の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(承認及び観覧料)

第2条 次に掲げる行為を別表に定める期間にわたり行おうとする者（小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者を除く。）は、山梨県立美術館設置及び管理条例（昭和53年山梨県条例第5号）第10条第1項及び山梨県立文学館設置及び管理条例（平成元年山梨県条例第10号）第10条第1項の規定にかかわらず、これらの行為について一括して教育委員会の承認を受けることができる。

- 一 山梨県立美術館設置及び管理条例第10条第1項の規定による観覧
 - 二 山梨県立考古博物館設置及び管理条例（昭和57年山梨県条例第5号）第6条第1項の規定による観覧
 - 三 山梨県立文学館設置及び管理条例第10条第1項の規定による観覧
 - 四 山梨県立博物館設置及び管理条例（平成17年山梨県条例第8号）第6条第1項の規定による観覧
- 2 前項の承認を受けた者は、山梨県立考古博物館設置及び管理条例第6条第2項及び山梨県立博物館設置及び管理条例第6条第2項の規定にかかわらず、別表に定める観覧料を納付しなければならない。

(観覧料の還付)

第3条 既に納付した観覧料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料の免除)

第4条 知事は、特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第19号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第50号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第25号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

(平26条例3・平26条例50・平31条例25・一部改正)

区分	期間	観 覧 料
一般	1年	1人につき 5,240円
大学生及びこれに準ずる者	1年	1人につき 2,620円

備考 期間については、第2条第1項の承認の日から起算する。

○山梨県文学資料取得基金条例

(昭和60年3月29日 条例第6号)

(設置)

第1条 文学作品及び文学に関する資料の取得を円滑かつ効率的に行うため、山梨県文学資料取得基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、2千万円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は積立額相当額増加するものとする。

(運用)

第3条 知事は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に關し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

○山梨県立文学館処務規程

(平成元年3月30日 教育委員会規則第8号)

最終改正 平成29年3月30日 教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県立文学館（以下「文学館」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(課の設置)

第2条 文学館に総務課、学芸課及び資料情報課を置く。

(グループの設置)

第3条 館長は、必要に応じ文学館にグループを置くことができる。

2 館長は、前項の規定によりグループを置き、又はその数を変更しようとするときは、あらかじめ教育長に協議しなければならない。

(リーダー)

第4条 館長は、必要に応じグループにリーダーを置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、館長は、必要に応じ文学館にリーダーを置くことができる。この場合においては、あらかじめ教育長に協議しなければならない。

3 リーダーは、上司の命を受け、グループの担当事務を処理する。

(職員)

第5条 文学館に館長、副館長、次長その他の職員を置く。

2 館長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、所掌事務を掌理する。

3 副館長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、館長を補佐する。

4 次長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、館長を補佐する。

5 所属職員は、上司の命を受け、所掌事務を処理する。

(分掌事項)

第6条 課の分掌事項は、次のとおりとする。

総務課

一 指定管理者との連絡調整に関する事項。

二 公印の管守に関する事項。

三 文書の収受、発送、編集、保存及び記録の編集に関する事項。

四 職員の服務に関する事項。

五 会計経理に関する事項。

六 物品の出納、保管及び処分に関する事項。

七 施設及び山梨県芸術の森公園の管理に関する事項。

八 文学館協議会等に関する事項。

九 他の課の所掌に属しない事務に関する事項。

学芸課

一 文学資料等の収集に関する事項。

二 文学資料等の整理、保管及び展示に関する事項。
(資料情報課の所掌に属するものを除く。)

三 文学に関する調査研究に関する事項。

四 文学資料等の利用に関する指導助言に関する事項。

五 文学に関する編集及び刊行に関する事項。

六 関係機関等との文学資料等の相互貸借等に関する事項。

七 文学に関する講演会、講座等普及事業に関する事項。

八 文学に関する相談及び指導助言に関する事項。

九 文学館専門委員会に関する事項。

十 前各号のほか、学芸事務及び普及事務に関する事項。

資料情報課

一 文学資料等の整理及び保管に関する事項。

二 文学に関する調査研究に関する事項。

三 文学資料等の閲覧及び利用に関する事項。

四 文学資料等の検索システムに関する事項。

五 レファレンスサービスに関する事項。

六 閲覧室、研究室及びビデオブースの利用に関する事項。

七 他の関係機関等との情報交換に関する事項。

八 その他前各号に準ずる事項に関する事項。

(館長の専決)

第7条 館長は、次の事項について専決することができる。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。

一 山梨県教育委員会が山梨県知事から委任を受けた山梨県芸術の森公園内の施設（以下「都市公園施設」という。）の管理運営に係る都市公園法（昭和31年法律第79号。）及び山梨県都市公園条例（昭和39年山梨県条例第21号。以下「都市公園条例」という。）の規定による次の事項

イ 都市公園法第5条第1項の規定による公園管理者以外の者の公園施設の設置又は管理に関する事項。

ロ 都市公園法第6条第1項及び第3項の規定による都市公園の占用に関する事項。

ハ 都市公園法第8条の規定による許可の条件に関する事項。

ニ 都市公園法第9条の規定による国の行う都市公園の占用の協議に関する事項。

ホ 都市公園法第10条第2項の規定による都市公園の原状回復等の指示に関する事項。

ヘ 都市公園法第17条第1項の規定による都市公園台帳に関する事項。

ト 都市公園法第27条第1項の規定による第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項の規定による許可に係る監督处分に関する事項。

チ 都市公園条例第3条の規定による行為の禁止に関する事項。

リ 都市公園条例第4条の規定による行為の制限に関する事項。

ヌ 都市公園条例第7条の規定による利用の禁止又は制限に関する事項。

ル 都市公園条例第8条の規定による許可の取り消し等に関する事項。